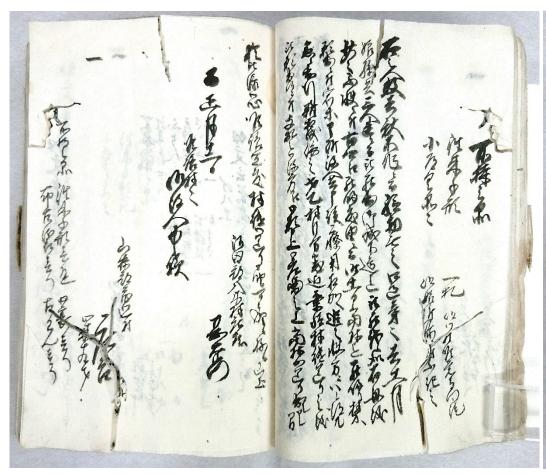


94 93 92 91





 98
 97
 96
 95













112 110 109





山縣郡大年村百姓(大利原村力)

政十郎事法名

所持之品

あしろこり 壱つ

桐とうらん 壱つ 但台共ニ

古たひ 壱足

かうかけ

壱足

はばき脚半 ふんとシ 壱つ 壱つ

細引 壱本

火縄 壱筋

風呂敷 巾着 壱つ 壱つ

徳利 木くり物 壱つ

小刀

壱つ

但飯入 壱つ

戸石 はさミ 壱つ 壱つ

壱つ

箸箱共

渋紙 壱枚

壱枚 壱つ

往来 法名

同

送り届呉候様被相頼候ニ附、 快方ニハ候得共歩行難相成、 右之人当所ニ
市病気ニ付、 順々御送り届可被成と存候、 役人共申談療用相加へ 例之儀ヲ以当所ゟ送出シ 御当領山縣郡大年村迄 已上、

猶被添御心、

沼田郡八木村庄屋 甚右衛門

天保七年 申極月十六日 順路村々

御役人中様

きの木箱 に、脛(すね)にまとい、足を保・半は同義で、旅行や作業などの時はばき脚半 はばき(脛巾)と脚 かうかけ あしろこり(網代行李)竹や柳で 書。発行者は菩提寺。庄屋・組頭際携行を義務づけられた身許証明には来・往来手形 庶民が旅行する 物、荷物の包装などに用いる寒・雨よけの衣類としたり、 脚半とともに用い、足袋をはかぬの掩敝物。草鞋をはく際に用いる。 編んだ物入れ。 **渋紙**(しぶかみ)紙をはり合わせ、 護して動きやすくする布のこと 桐とうらん(桐胴乱)桐製の蓋付 連署による場合もあった 柿渋を塗ってかわかしたもの。 ト士や庶民の旅行具とされた 広島藩内 (甲掛) 遠行用の足先き はばき(脛巾)と脚 敷き

法令にもとづいて行われた村方に よる行路人の援護・村継送りの方

94

92

93

# 山縣郡奥原村百姓

要蔵

四十八才

同人妻 みな

三十五才

いち

四才

所持之品 但妻附添ニ付不記

往来手形 無之

罷越被申候処、 申出ニ付、役人共申談療用相加へ余程快方ニハ候へ共、足痛ニて 右之人数、去秋不熟二付、 要蔵儀段々不快ニ付、帰り路之処、 為渡世、去ル十一月生所罷出、御城下辺迄 当村迄罷帰り

被相頼候ニ付、支配之御役方ニ御伺ひ之上、 歩行難相成ニ付、案駄ニテ生所自分宅迄村継送り出呉候様 当村

方送り出し

申候間、

猶被添御心順路宜敷御送り届可被成と存候、 已上

沼田郡

八木村庄屋

甚右衛門

酉正月二日

順路村々

御役人中様

山縣郡才乙村百姓直七後家

りう

五十五才

右同人娘 たま

廿九才

右同人孫 庄吉

九才

但同村順覚寺門徒

但娘附添ニ付不記之

所持之品

往来手形

小道具品々

右之人数、去秋不作ニ 而給 物無之、

口過旁々去十一月

段々不快二付、 娘孫共三人連ニ而被罷出、御城下辺迄被罷越候処、右母儀 古郷江罷帰度由ニ
而、昨十一日当村迄罷帰り、

願出ニ付宿等申附、 役人共申談療用相加へ、追々快方ニハ候得共

村方へ

急々歩行難相成、依之才乙村自分宅迄案駄村継送り之儀

被願出候ニ付、支配之御役方江御願申上差図之上当村ゟ送り出し申候間、

猶被添御心順路宜敷村継御送り届可被成と存候、 已上、

沼田郡八木村庄屋 甚右衛門

> 常駐して郡内村々の支配を行 現場の村が病者を救護し、「生 輿となすもの。 死者・傷負人いた) の義。 竹や木を編んで 配下に足軽数人が付けられた に藩士を代官に任じ、代官の内村々を郡に編成し、郡単位 支配之御役方 送り届ける制度 所」 まで村から村へと順々に などを運んだ運搬具 んで歩行困難となった場合、 (御番組)。御番組は郡役所に (あんだ) 生まれた場所。 旅人が旅行中に病 広島藩では藩 編板(あみ 出生地

97

98

## 山縣郡蔵迫村

庄吉

歳十九才

所持之品 往来手形 壱通 壱つ

但文言前文之通りニメ正月十八日送り出シ 布古袋 壱つ 古わん 壱つ

但自宅

江送り

届之事

山県郡新庄□□□ (村百姓力)

次四郎

年六十七才

みの笠

ふとん

所持之品 往来手形無之

しふ帷子

古踏皮

さいふ

肩衣

ふくろ

メハ品

かまき

但文言前文之通りニメ正月十八日送り出シ

但自宅江送り届ケ之事

山縣郡大暮百姓

亡父藤助娘

年三十三 とな

ゆか

同

妹

同十八才

〆弐人

所持之品

往来手形一札

小道具品々

案駄弐ツ

但文言前書之通りニメ正月廿一日送り出シ 生所大暮村迄

山縣郡川戸村百姓

嶌蔵

歳十七才

に着る、一種の労働着。 **対まき** 藁筵を二つに かまき 藁筵を二つに かまき 藁筵を二つに 以 (かます)。 どを入れるのに用いる。 が、菜、粉な や労働のとき、衣服のよ 柿渋を引いたもの。旅行帷子(ひとえの着物)に なしの胴衣(どうぎ)。 **肩衣**(かたぎぬ) しふ帷子(渋かたびら)

同人弟

森蔵

歳十弐才

所持之品

往来手形

無之

右之内兄嶌蔵足痛ニ付、 小道具品々 生所自分宅兄芳蔵方迄 弟附添二付不記之

送り届呉度段 酉正月廿三日

当郡小河内村栄蔵倅

米蔵

所持之品

往来手形無之

右生所親栄蔵方へ送り届呉度段願ニ付送り出

酉正月廿三日

山縣郡西宗村

才吉

往来手形無之 所持之品

右之者去ル廿七日当村細田庄左衛門炭屋ニ而病気附申候ニ付、様子

相尋療養相加へ遣し候へ共、歩行難相成儀ニ付、 生所自分宅迄送り出し

之儀願出ニ付、 酉正月廿九日送り出し

高田郡深瀬村百姓勝平娘

年十八才

なきり(菜切り) 「菜切収納しておく納屋 炭屋・炭部屋 炭などを 一重の着物。 嶋単物 り包丁 縞模様を織り

古 壱つ 壱つ

所持之品

嶋古単物

なきり

そうり 手ぬくい 弐足 壱つ

茶わん 壱つ

往来手形 無之

右病人当所ニ

市病気付、 送り出し之義願出ニ付二月六日送り出し

高宮郡鈴張村□□□娘

年十三才

所持之品 往来 壱つ 無之 粟弐合斗 二月十一日送り出し

古わん 壱つ

102

101

# 山縣郡阿坂村百姓

坂次郎

年三十九才

栗麦之類少り し袋入壱つ

所持之品 笠 蓑 壱枚

壱枚

壱つ

右之者願ニ付三月八日案駄ニ゙村継中嶋へ 往来無之

送り出し

三次郡下符野村百姓

庄七

年五十才

所持之品

古わん 壱つ

弐つ

往来手形 無之

遣し、快方ニハ候へ共歩行難相成ニ付、 右之もの三月十七日、 当村へ帰り懸ケ病気附申候ニ付、 親長四郎方迄送り届之由願ニ付 いろく養育

翌十八日送り出し、 村継中嶋村へ送ル

高宮郡鈴張村

105

亡父芳兵衛娘

ちか

往来無之

飯こり

所持之品 茶わん 壱つ 壱つ

右之もの義親子弐人報謝ニ罷出候処、父親芳兵衛儀

足痛ニ而歩行難相成ニ付、祖父芳松所迄村継安駄送り之儀願出申候ニ付、廣嶋寺町ニて相果候由、依之追々当村迄帰り懸ケ申し候処、

当所支配之御役方へ御窺之上当村ゟ送り出し申し候間、

被添御心御送り届可被成と存候、 已上

沼田郡八木村庄屋

天保八酉三月廿四日

甚右衛門

山縣郡戸谷村百姓才吉倅

貞次郎

年十六才

右同人娘

りせ

104

## 年十三才

右両人之内貞次郎病気ニ付、 翌世日当村ゟ送り出し中嶋村へ送り 廿九日当所送出し

酉三月晦日

高田郡土師村百姓□吉弟

107

歳十六才

富蔵

右兄弟弐人之内兄金蔵儀病気附申候ニ付、 歳十三才 酉四月九日当村ゟ

送り出し中嶋村へ送り

山縣郡田原村百姓

元四郎

同人倅

十吉

同

但自分宅迄 多吉

108

中嶋村へ送り 右親子三人連之内元四郎病気ニ附、 酉四月十一日当村送り出し

高田郡吉田町川向和兵衛倅

年十八才

右病人伯父喜七所迄送り届之由、 願出ニ付四月十六日

当村ゟ送り出し中嶋村へ送ル

山縣郡西宗村

儀平

109

本文之通り送り出申候処、道中ニョ

同倅 同人 妻

但 病気差重り死去ニ付、中嶋村ニも 受取不申其侭かき返し、妻子共

松五郎 早蔵

同

願通り当村ニー仮葬取斗置候事

娘弐人

追々快方ニハ御座候へ共歩行難相成ニ付、生所自宅迄村方作法 通り送り出呉度段、 右六人之内儀平義、当所ニ

『病気申候ニ付、療養相加エ 被願出候ニ付、当所支配之差図ヲ請 〆六人

猶被添御心御送り届可被成と存候、 沼田郡八木村庄屋

則送り出し申候間、

八月十一日

甚右衛門

### 西宗村迄 継村中嶋村ゟ 御役人中

### 口上之覚

九州肥前国島原ゟ五里斗西

いこ村半右衛門娘

なを 当酉四十才

私儀、 去ル七日御当村迄罷帰り病気附候処、 眼病二付去六月御国元出足、雲州市畑薬師へ参詣仕、 段々御養育被下追々快方ニハ

御作法ヲ以生所親半右衛門所迄村継御送届ケ被下候様奉願出、 御座候得共、 急二歩行難相成勿論路用銀持合不申二付、 何卒御村方

口上書差上申候以上

六月

半右衛門娘

なを

八木村庄屋

弥九郎様

忠左衛門様.

同

与頭衆中

沼田郡

た村方による行路人の援法令にもとづいて行われ法令にもとづいて行われる。路銀 口重で述べることを文章: 護・村継送りの方法 路用銀 旅行の費用。 に記して提出したもの

八木村

別紙写し之通歎出ニ付、 右之者儀、 村継送り二取計可申哉、 不存趣申出仕、 仕せ候処、 百姓共申出仕早速私共内罷越見合候処病気ニ相違無御座ニ付、 付度被存候為其右口上書写し相添奉差上候 追々快方ニハ御座候へ共急ニ歩行難相成ニ付、 昨七日当村細野と申所往来道辺り炭部屋ニ臥居申候ニ付 六月十二日 婦人とハ乍申不図束之申分ニハ御座候へ共、 此段書付ヲ以御窺奉申 委敷相尋候処往来手形所持不仕郡名等も 已上 上候間御差図被為 庄屋 村継送出し之儀 右願通り当村ゟ 養育

同

弥九郎

忠左衛門

与頭

六兵衛

113

同

甚兵衛

同

平左衛門

沼田郡

112

五里斗西以古村半右衛門娘 九州肥前国嶋原ゟ

右之者雲州より帰路其村ニおいて病気附候ニ付養育等

送り出之儀歎出、 いたし遣候処、追々快方ニハ有之候得共急ニ歩行難相成趣ヲ以村継 依而同出例形之趣ヲ以送り出し可取斗者也

沼田郡

御役所

卯六月十二日

八木村庄屋

弥九郎

同

与頭共 忠左衛門

沼田郡

八木村

覚

往来手形無之事

九州嶋原

いこ村半右衛門娘

なを

柳こり 袋 壱つ 壱つ 茶わん 同荷台 壱つ 壱つ ふろ敷 壱つ

所持之品

居申候二付、 右之者義、昨七日当村細野と申所往来道辺り炭部屋ニ臥 百姓共申出仕早速私共内罷越見合候処、病気ニ相違 はし 一せん

無御座、 ニ付、村継送出し之義、別紙写し之通歎出候ニ付、委敷相尋候処、往来 依而療用相加工候処、追々快方ニハ候得共急ニ歩行難相成

出申候間、尚被添御心順路宜敷御受送り可被成候、為其病人口上書 申出二付、 手形所持不仕郡名等も不存旨、 此段支配之御役方へ御伺被申上御差図之上当村ゟ村継送りニ 尤居村庄屋ハ丈兵衛様と申候由

写し相添送り遣候 已上

卯六月十三日

庄屋

弥九郎

同

忠左衛門

病人口上書前文之通写し相添

病人生所

御役人衆中

右順路村々

御役人衆中

送り出し候事

114

# 地名等解説 出典『日本歴史地名大系』

阿坂 (あざか) 村 田町)、南は鈴張、西は吉木の諸村に接する。 志山などの連山があり、集落は西宗川支流沿いを中心として開けた台地上に散在する。 [現] 北広島町(旧豊平町) 阿坂・今吉田村の北東に位置し、南東に海見山、東に滝脇山、北に野々 北西は都志見、 東は本地(旧千代

藩領と佐賀藩神代(こうじろ)領との相給。 山系より北へ最も長く伸びる扇状地の北端にあたり、諫早湾(有明海)に面する。〔近世〕伊古村 高来郡のうち。島原 伊古(いこ)村長崎県雲仙市 島原半島の北部に位置し、南西に吾妻岳・九千部岳などの山を望む。半島中心部の雲仙

原村に流れる。東は高野・移原両村、 **大暮(おおくれ)村** [現北広島町 旧芸北町大暮]小原村の北にあって、滝山川の上流大暮川の水源となっている地域で、大暮川は小 西は才乙村、北は天狗石山を隔てて都川村(現島根県浜田市 旧那賀郡旭町)に接する

大年村 大利原(おおとしはら)村か。[現]北広島町(旧芸北町)大利原。冠山の西南、 山麓の滝山川支流に沿う標高

六五〇メートルの地の集落。

奥原(おくばら)村 [現] 北広島町(旧芸北町) 奥原。滝山川の上流沿いの標高約六五○メートルの地に集落が点在す

本串山、 鈴張村・飯室村、北は山県郡今吉田村・吉木村(現北広島町・旧豊平町)、西は同郡穴村(現安芸太田町・旧加計町)、 は太田川を挟んで沼田郡久地村に境する。鈴張村から穴村までの各村とは山越の小道で通じていた。 小河内(おごうち)村 西の滝山などの山々の間を小河内川が南流し、小浜まで西北から南東へ蛇行する太田川に合流する。 [現]安佐北区安佐町小河内 山県郡なら戸河内村。小河内村は沼田郡北端の村で、東の牛頭山・ 東は高宮郡

蔵山がそびえ、村内の南西部を可愛川が曲流しながら南東に流れる。 川戸 (かわど) 村 [現] 北広島町(旧千代田町)川戸 中山村の東に位置し、東に大塩山、北東に鷹巣山、北に文

**蔵迫(くらざこ)村**[現]北広島町(旧千代田町)蔵迫 山県郡のうち。沼田郡は誤り。舞綱(もうつな)村の東に位置 し、集落は主に志路原(しじわら)川の河岸段丘上と石見浜田路沿いに展開する。

才乙(さいおと)村 [現] 北広島町(旧芸北町)才乙 大利原村の東に位置し、冠山・一兵山家(いちべえさんか) 山

天狗石山の山麓の間を大利原村へ流れる滝山川上流に沿って標高七〇〇メー -トルの高地に集落が点在

野村を併せて、「和名抄」の三次郡布努郷にあてられる。 下符野(下布野)村 [現] 三次市(旧布野村下布野) 布野川沿いの南北に細長い沖積平地に立地。 北に隣接する上布

新庄村 [現] 北広島町 南は舞綱(ともに [現] 北広島町 旧大朝町。宮迫村の南に位置し、南東流する可愛川に沿って集落が開ける。 旧千代田町)など、西は大朝に接する。 東は岩戸、 南東は

庄原街道は、飯室村境の清水峠から当村へ入り、篠ヶ峠たおで山県郡今吉田村(旧豊平町)へ出る。 [現]安佐北区安佐あさ町鈴張 高宮郡北端の村で、村内を流れる鈴張川が飯室村に入る。 可部町から西行する

田原(たわら)村 [現]北広島町(旧大朝町) 田原・筏津村の南に位置し、南西は熊城山、南東は平家山、 山などの山がそびえる。北東に流れる可愛川の支流田原川沿いに開ける盆地に本郷・横川の集落が形成される。 東は加計

毛首 戸谷(とだに)村 (てけく)山・石仏山の山麓に挟まれた西宗川の台地上に開ける。北は溝口村 (現北広島町・旧芸北町)、 南は長笹村、西は戸河内村(現安芸太田町・旧戸河内町)に接する。 [現] 北広島町(旧豊平町)戸谷 都志見つしみ村の西に西宗にしむね川を隔てて位置し、 集落は手 北東は中

飛郷の小松原がある。 西は沼田郡八木村(現安佐南区)で太田川が村境を流れる。両河川は当村の南で合流する。村内の北には下町屋村 深川郷から可部町へ通じる往還は、下深川村尾和から当村東南部へ入り、北部の三本松で八木村へ [現]安佐北区可部町中島 可部町の南に位置し、東は根谷(ねのたに)川を挟んで上原村・下深

石、東は寺原・今田(現北広島町)、南は都志見、 西宗村 [現] 北広島町(旧豊平町) 西宗 燕岩(つばくろいわ)の南麓を西流する西宗川の最上流域に位置する。 北西は中原の諸村に接する。

土師 (はじ) 村 [現] 北広島町 (旧千代田町) 旧千代田町の北部に位置し、 西は山県郡、 東は中馬・長屋の両村

(現安芸高田市吉田町)。可愛川に沿って山県郡東部へ街道が通じる。

北東の可愛川下流は秋町村 深瀬村 [現] 安芸高田市(旧甲田町) 深瀬 下甲立村の北東、可愛川西岸に位置し、対岸は三次郡下川立村(現三次市)、 (現三次市)に接する。

吉田町川向(かわむこう)[現]安芸高田市(旧吉田町) 屋敷・六日市・なわて・三日市屋敷・坊方屋敷によって構成され, 川地名大辞典』) 可愛川上流左岸に位置する吉田村の町場。十日市屋敷・新町 十日市屋敷には藩主の御茶屋が設けられていた。 (写角

順覚寺 石見国市木村(現島根県邑智郡瑞穂町)の浄土真宗西本願寺派浄泉寺の末寺、大永五年開基、宝暦五年(一七五 五)に東本願寺派に転派した。

海中から姿を現した薬師如来の仏像を本尊として安置したのが寺の起こりで、 市畑(一畑) 薬師 島根県出雲市小境町の山腹にある寺。 臨済宗。 いわれている。江戸期以来、広く薬師講がつくられ、 いまも参詣者が多い。 山号は医王山。寛平六年(八九四)北にある赤浦海岸に 古くから眼病に霊験あらたかと 角川地名大辞典』)